

入間東部地区事務組合告示第 16 号

令和 3 年第 2 回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 12 月 16 日

入間東部地区事務組合管理者 林 伊 佐 雄

1 期 日 令和 3 年 12 月 24 日（金）午前 10 時

2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4 階）

3 付議事件

- （1）第 8 号議案 専決処分の承認を求めることについて
- （2）第 9 号議案 専決処分の承認を求めることについて
- （3）第 10 号議案 専決処分の承認を求めることについて
- （4）第 11 号議案 専決処分の承認を求めることについて
- （5）第 12 号議案 令和 3 年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- （6）第 13 号議案 入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- （7）第 14 号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	佐野正幸	議員	２番	村元寛	議員
３番	近藤善則	議員	４番	伊藤美枝子	議員
５番	細谷光弘	議員	６番	内藤美佐子	議員
７番	田中栄志	議員	８番	篠田剛	議員
９番	大築守	議員	１０番	小高時男	議員
１１番	鈴木淳	議員	１２番	久保健二	議員
１３番	川畑勝弘	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	本名洋	議員			

不応招議員（なし）

令和3年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年12月24日（金）

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者あいさつ

日程第 4 議案審議

第 8号議案 専決処分の承認を求めることについて

第 9号議案 専決処分の承認を求めることについて

第10号議案 専決処分の承認を求めることについて

第11号議案 専決処分の承認を求めることについて

第12号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）

第13号議案 入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会
議会議長

△出席議員（15名）

1 番 佐 野 正 幸 議員

2 番 村 元 寛 議員

3 番 近 藤 善 則 議員

4 番 伊 藤 美枝子 議員

5 番 細 谷 光 弘 議員

6 番 内 藤 美佐子 議員

7 番 田 中 栄 志 議員

8 番 篠 田 剛 議員

9 番	大 築	守 議員	1 0 番	小 高	時 男 議員
1 1 番	鈴 木	淳 議員	1 2 番	久 保	健 二 議員
1 3 番	川 畑	勝 弘 議員	1 4 番	塚 越	洋 一 議員
1 5 番	本 名	洋 議員			

△欠席議員 な し

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

新 井 良 輔	事務職員	梶 洋 介	事務職員
---------	------	-------	------

△地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

林 伊佐雄	管 理 者	高 畑 博	副 管 理 者
星 野 光 弘	副 管 理 者	樋 口 良 晴	会 計 管 理 者
平 野 健太郎	事 務 局 長	高 橋 映 治	次 長 兼 総 務 課 長
木 村 誠	消 防 長	中 川 一 諭	次 長 兼 警 防 課 長
大 野 一 郎	消 防 総 務 課 長	石 塚 孝	予 防 課 長
小 嶋 学	救 急 課 長	関 根 敏 行	西 消 防 署 長
上 田 安 孝	東 消 防 署 長		

.....

○久保健二議長 おはようございます。

本日は、令和3年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会にご参加いただきましてありがとうございます。また、各議会定例会終了後間もないということもあり、大変お疲れのところ、そして本日クリスマスイブということもありまして、またあと1週間ほどで令和3年も終わりを迎えます。大変公私ともにお忙しい時期の開催にもかかわらず、お集まりをいただきましたことに感謝申し上げます。

本日も多くの議案が上程されております。この後、各議員におかれましては、各議案に対し、慎重なる審議をお願い申し上げます。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時00分）

○久保健二議長 ただいまの出席議員は15人であります。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまより令和3年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○久保健二議長 議会運営委員会の報告を求めます。

塚越委員長。

○塚越洋一議会運営委員長 本日9時より議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営について協議しましたので、報告します。

提出議案につきましては、専決処分の承認を求めることについて4件、令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）、入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての7件でございます。

次に、資料要求につきましては、提出がなかったことを確認いたしました。

また、閉会中における継続調査の件につきまして、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきたいと思います。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして報告といたします。

- 久保健二議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 久保健二議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番・大築守議員，10番・小高時男議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

- 久保健二議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 久保健二議長 ここで、ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

- 久保健二議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

なお、出席説明員の長谷川義兼より私事都合のため欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

△日程第3 管理者あいさつ

○久保健二議長 日程第3，管理者あいさつを行います。

林管理者。

○林 伊佐雄管理者 皆様，おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに，令和3年第2回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，昨年来，人々の生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症については，感染力の強いデルタ株への置き換わりに伴い，夏に感染が急拡大しましたが，緊急事態宣言等の措置やワクチン接種等の予防対策により，現在は落ち着きを見せております。この傾向は，当組合の救急活動件数にも直接現れており，令和3年1月1日から11月30日までに1万912件を数える救急活動件数のうち，新型コロナウイルス感染症による搬送者数については，疑いを含めて8月に150件，9月に30件，10月に6件，11月に2件と減少しております。しかしながら，世界各地では新たな変異株による感染が拡大し，国内においても変異株への感染が確認されるなど，予断を許さない状況は継続しております。今後も徹底した感染防止対策を継続するとともに，感染の再拡大が起きた場合に備え，本年9月に構築いたしました日勤職員による救急支援体制等をはじめ，しっかりと準備してまいります。

また，こうした状況を考慮し，来年1月に予定しておりました消防出初式については中止とする判断をさせていただきました。消防出初式は新春を飾る恒例行事であり，消防の士気を高めるとともに，当管内の消防力を住民の皆様にお見せすることができる機会であることから，非常に残念な判断となりますが，議員の皆様におかれましてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に，火災についてですが，令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では，死者25名，負傷者3名を出す大きな火災が発生しました。この火災は，地上への直通する階段が1つしかない防火対象物で，当該階段付近の4階部分で出火し，建物内に煙や熱気が充満することで多数の逃げ遅れが生じたものと考えられております。この火災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに，火災により負傷された方々の一日も早い回復を心からお見舞い申し上げます。

このことから，令和3年12月19日付で，総務省消防庁から全国の消防本部に対し，今回の火災建物と類似の雑居ビルを対象に，火災時の避難経路等について緊急立入検査の実施の要請がございました。入間東部地区管内では，該当する防火対象物は，富士見市で22件，ふじみ野市で16件，三芳町で3件，合計41件でございます。緊急立入検査では，防火管理状況や消防用設備等の設置状況に係る消防法令違反がある場合は，重点的に改善指導を図ってまいります。特に避難経路となる階段等に避難の支障となる物件が置かれている場合は，火災発

生に被害が拡大することが予想されますので、直ちに物件の除去を行わせてまいります。

次に、しののめの里の利用状況でございますが、本年4月1日から11月30日までの火葬件数は2,229件、式場利用件数は296件となっており、火葬につきましては管内の件数が増加する一方、管外の件数は減少傾向にあります。引き続き皆様が安心してご利用いただけるよう、感染防止対策に万全を期し、施設運営を行ってまいります。

次に、浄化センターの関係でございますが、処理水の水質管理に特段の問題はなく、安定した運営を行っております。また、センター処理水を利用しているバイオガス発電プラントにつきましても順調に稼働していると聞いております。引き続きバイオガス事業者と連携を密にしながら、持続可能な社会の形成を推進してまいります。

結びに、本臨時会に提案しております案件は、専決処分の承認を求めることについてをはじめ、令和3年度一般会計補正予算（第2号）など、全部で7議案となっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

△日程第4 議案審議

◎第 8号議案 専決処分の承認を求めることについて

◎第 9号議案 専決処分の承認を求めることについて

◎第10号議案 専決処分の承認を求めることについて

◎第11号議案 専決処分の承認を求めることについて

◎第12号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）

◎第13号議案 入間東部地区事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

◎第14号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

○久保健二議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○梶 洋介事務職員 （議案名朗読）

○久保健二議長 以上，議案7件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

林管理者。

○林 伊佐雄管理者 それでは、本臨時会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第8号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、組合議会議員の期末手当の額を改定するため、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分したので、地方自治法第179条

第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第9号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、管理者及び副管理者の期末手当の額を改定するため、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第10号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、会計年度任用職員の期末手当の支給率に係る基準日を改正するため、入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第11号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額を改定するため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第12号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提出するものでございます。

次に、第13号議案 入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございますが、職員の服務の宣誓について、宣誓の方法及び宣誓書の押印を見直し、並びに条文を整備するため、入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

最後に、第14号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでございますが、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保健二議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第8号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第8号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年人事院勧告に伴う一般職員の給与改定を踏まえ、

議員の期末手当の支給月数を改定するものでございます。令和3年人事院勧告では、期末手当の支給月数を0.15月引下げ、令和3年12月期の支給で調整することとなっております。

一方、12月期の期末手当の支給に係る基準日は12月1日であるため、基準日以前に条例の一部改正が必要となりますが、国の給与法及び構成市町の給与条例改正の動向や市町の12月議会の日程等から、11月中に組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正を令和3年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。専決処分書を御覧ください。初めに、第1条関係でございます。条例第5条第2項において、議員の期末手当の支給月数を規定しておりますが、これを、一般職員の給与改定を踏まえ、0.15月引下げ、年間支給月数を4.30月とするものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和4年度以降の期末手当につきましては、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分をするものでございます。

次に、附則におきまして、施行期日を公布の日とし、第2条関係は令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定に伴う今年度への影響額につきましては、補正予算（第2号）において減額いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。また、マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第8号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は承認されました。

第9号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第9号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年人事院勧告に伴う一般職員の給与改定を踏まえ、正副管理者の期末手当の支給月数を改定するものでございます。また、本条例改正を専決処分とした理由につきましては、令和3年12月期の期末手当の支給に当たり、議員の期末手当の条例改正と同様に、11月中に組合議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。裏面、専決処分書を御覧ください。初めに、第1条関係でございます。条例第4条第2項において、正副管理者の期末手当の支給月数を規定しておりますが、これを、一般職員の給与改定を踏まえ、0.15月引下げ、年間支給月数を4.30月とするものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和4年度以降の期末手当につきましては、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

次に、附則におきまして、施行期日を公布の日とし、第2条関係は令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定に伴う今年度への影響額につきましては、補正予算（第2号）において減額いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第9号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は承認されました。

第10号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第10号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、埼玉県及び構成市町の動向を受け、令和3年度以降の会計年度任用職員の期末手当の支給月数に係る基準日を改正するものでございます。また、本条例改正を専決処分とした理由につきましては、令和3年12月期の期末手当の支給に当たり、構成市町の条例改正の動向及び市町の12月議会の日程等から、11月中に組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正を令和3年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。専決処分書を御覧ください。上から第2条第3項、第8条、第7条、第6条の改正につきましては、条文を追加することによる規定整備でございます。

条文追加となる第6条についてご説明申し上げます。本条項は、期末手当の支給の特例を規定するものでございます。本改正により、会計年度任用職員の期末手当の支給月数については、基準日の属する年度の4月1日において施行されている支給月数を用いることとなります。

次に、附則については、第1項において施行期日を公布の日としております。また、第2項において、本改正により条ずれが生じることから、入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第10号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○久保健二議長 挙手多数であります。

よって、第10号議案は承認されました。

第11号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第11号議案 専決処分の承認を求めることについて、入間東部地区事務

組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年人事院勧告及び構成市町の動向等を踏まえ、給与改定を行うものでございます。令和3年人事院勧告では、期末手当の支給月数を一般職については0.15月、再任用職員については0.10月引き下げる内容となっており、令和3年12月期の支給で調整することとなっております。また、本条例改正を専決処分とした理由につきましては、令和3年12月期の期末手当の支給に当たり、国の給与法及び構成市町の給与条例改正の動向や市町の12月議会の日程等から、11月中に組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法179条第1項の規定により、条例の一部改正を令和3年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明いたします。専決処分書を御覧ください。初めに、第1条関係でございます。条例第24条第2項において、一般職員の期末手当の支給月数を規定しておりますが、令和3年人事院勧告等を踏まえまして、0.15月分引下げを行うものでございます。この改正により、一般職員の期末勤勉手当の年間支給月数は4.30月となります。

次に、同条第3項において、再任用職員の期末手当の支給月数を規定しておりますが、同様の理由から、0.10月分引下げを行うものでございます。この改正により、再任用職員の期末勤勉手当の年間支給月数は2.25月となります。

次に、第2条関係でございますが、令和4年度以降の期末手当につきましては、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

次に、附則におきまして、施行期日を公布の日とし、第2条関係は令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、給与改定に伴う今年度への影響額につきましては、補正予算（第2号）において減額いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第11号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

- 15番本名 洋議員 第11号議案 専決処分の承認を求めることについてに対し、反対の立場で討論を行います。

本議案は、職員の期末手当を引き下げるものであります。長引くコロナ禍において、住民の暮らしと命を守るため、その最前線で奮闘し、職員は精神的、体力的にも相当厳しいものがあることが想像されます。職員の努力にこそ報いるべきであり、人事院勧告に伴うものとはいえ、理不尽であると言わざるを得ません。管理者においては一定のご配慮をお願いし、討論といたします。

- 久保健二議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- 久保健二議長 挙手多数であります。

よって、第11号議案は承認されました。

第12号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 第12号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料としてお配りしております参考資料の6、令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）概要を御覧ください。

初めに、今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。補正予算額につきましては、（1）、歳入歳出予算補正額でございますとおり、歳入歳出からそれぞれ2,028万6,000円を減額し、補正後の予算総額を40億8,368万7,000円とするものでございます。

次に、（2）、歳入の内容につきましてご説明申し上げます。①、組合市町負担金につきましては、前年度繰越金の確定及び今回の補正予算を踏まえ、2億3,377万円を減額するものでございます。②、不動産売払収入につきましては、旧富士見分署跡地売却代金の確定によ

り、1,327万円を増額するものでございます。③、前年度繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、2億21万4,000円を増額するものでございます。なお、斎場管理に係る市町負担金及び繰越金につきましては、斎場使用料の動向等を鑑み、本補正では措置せず、決算にて来年度以降精算を行います。

続きまして、(3)、歳出の内容につきましてご説明申し上げます。①、議員期末手当、②、正副管理者期末手当、③、職員期末手当につきましては、令和3年人事院勧告等を踏まえ、それぞれの期末手当の支給月数を0.15月、再任用職員については0.10月引き下げたことに伴う影響額を減額するものでございます。④、利子でございますが、平成23年度発行地方債の借換債及び令和2年度発行地方債の借入利率の確定に伴い、利子を434万8,000円減額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入歳出を一括で質疑を行います。

また、質疑に当たりましては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第12号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第13号議案 入間東部地区事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国において令和2年7月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2020で、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として、書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すとされたことを踏まえ、国家公務員法に基づく服務の宣誓の実施方法を変更するため、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正が令和3年4月1日に施行されました。そのため、この政令に準じて制定しておりました当組合職員の服務の宣誓に関する条例について改正を行うものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。職員の服務の宣誓の際の対面を不要とするため、宣誓の方法を任命権者等の面前において署名する方法から任命権者に提出する方法に改正するものでございます。また、様式改正により、宣誓書への押印を廃止するものでございます。

その他の改正については、文言の整理となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

近藤善則議員。

○3番近藤善則議員 今の説明の中で、大体内容分かったのですが、確認としてお聞きしたいのですが、押印は必要ないということは、そういう方向でなっているということなのですが、署名しないで、署名するというこの規定、署名する方法とするのか、それとも誰が書いても構わないという方法になるのか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

ただいまのご質問についてですが、宣誓書については、新入職員に対して署名は必ずさせます。それで、押印はなくすということでご理解いただければと思います。

以上になります。

○久保健二議長 近藤善則議員。

○ 3 番近藤善則議員 そうすると、今回の改正の中では署名という言葉が入っていないので、その辺がちょっと心配なのですけれども、正確を期すのであれば署名し、任命権者に提出するという形にしたほうが正確になると思うのですけれども、いかがですか。

○ 久保健二議長 事務局長。

○ 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら宣誓条例の改正につきましては、各構成市町の条例改正の内容等を踏まえまして、こちら改正の原案を作成したものでございます。こちら運用におきまして、必ず署名をさせるという形で運用してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 久保健二議長 近藤善則議員。

○ 3 番近藤善則議員 はい、分かりました。

あと、現行では住民全体になっているところを全体の奉仕者となっていますけれども、現行において住民全体というふうに規定していたその理由と全体とした理由についてお伺いします。

○ 久保健二議長 事務局長。

○ 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

事務局職員用の宣誓書、そちら住民全体の奉仕者というところの住民を削る理由でございますが、こちら地方公務員法におきまして、公務員たる者は全体の奉仕者としてという表現がございます。住民の方々への奉仕者というのは当然のことなのですけれども、すべからく世の中全体の奉仕者という観点が必要であるというふうに考えまして、また構成市町の宣誓内容とも合わせる必要があったことから、今回住民という部分を削除させていただいたものでございます。

以上です。

○ 久保健二議長 近藤善則議員。

○ 3 番近藤善則議員 それでは、確認として、住民全体というのはくくりとして住民全体というふうに規定していたのではなくて、現行法が住民全体というふうに書いてあるところから全体と変わったことについて、住民全体というふうに現行について規定してあるのは、何か理由というか思いがあってそういうふうにしたのかというのを確認でお聞きしたいのですけれども。

○ 久保健二議長 事務局長。

○ 平野健太郎事務局長 お答えいたします。

こちら平成30年の4月に組合が統合したときに、この宣誓書の内容を住民全体という形の表記になったというふうに認識しております。策定当時におきましては、やはり管内住民の方々への奉仕者ということで住民という言葉を入れたというふうに聞いておりますけれど

も、先ほど申し上げましたように、地方公務員法の規定にも基づきまして、全体の奉仕者という表現のほうよろしいのではないかとということで改正を行わせていただきます。

以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第13号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第14号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

本議案は、埼玉縣市町村総合事務組合を構成する団体の名称変更に伴い、総合事務組合の規約変更に必要な地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容についてご説明いたします。このたび埼玉県都市競艇組合が埼玉県都市ボートレース企業団へ名称を変更することに伴い、別表中の当該団体名称を改正するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第14号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○久保健二議長 日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者あいさつ

○久保健二議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
林管理者。

○林 伊佐雄管理者 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案申し上げました各議案に対し、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様方からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいります。

結びに、今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては健康にご留意され、より一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

△閉会の宣告（午前10時48分）

○久保健二議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これをもって令和3年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。